

2023年6月9日

各 位

会 社 名 株式会社 P R T I M E S
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード番号: 3922 東証プライム)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 5770 - 7888)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年6月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 21,277株
(3) 処分価額	1株につき1,403円
(4) 処分総額	29,851,631円
(5) 処分子定先	当社の取締役 2名 8,000株 当社の執行役員 1名 712株 当社の従業員 10名 1,913株 当社子会社の取締役 2名 3,591株 当社子会社の従業員 9名 7,061株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月26日開催の当社第16回定時株主総会において、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること並びに当該制度に基づき、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内(うち社外取締役4百万円以内)として設定すること、当社の取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は10,000株(うち社外取締役2,000株)を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、下表の報酬対象期間に係る4種類の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役2名、執行役員1名及び従業員10名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員9名(以下、総称して、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計29,851,631円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式21,277株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の

上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、上記の譲渡制限付株式報酬制度及び執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式制度（以下、総称して、「本制度」という。）における譲渡制限付株式は下表のとおり4種類あり、当社の取締役割り当てられる譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）、当社の執行役員及び従業員に割り当てられる譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。）、当社の従業員及び当社子会社の従業員に割り当てられる譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅲ」という。）、当社子会社の取締役及び従業員に割り当てられる譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅳ」という。）で構成されます。

譲渡制限付株式Ⅰについては、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までとしております。

譲渡制限付株式Ⅱについては、執行役員及び使用人が当社株式を所有することにより経営参画意識を高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めるという本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を5年間としております。

譲渡制限付株式Ⅲについては、当社及び当社子会社の従業員が当社のミッションである「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」の実現に向かい、当社の代表者として行動するオーナーシップを醸成するという本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を5年間としております。

譲渡制限付株式Ⅳについては、当社子会社の取締役及び従業員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を6か月、1年1か月及び1年4か月としております。また、譲渡制限付株式Ⅳの報酬対象期間のうち、2023年6月30日から2023年12月31日までの期間を本割当株式Ⅳ①（下記3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間Ⅳ①」、2023年6月30日から2023年7月31日までの期間を本割当株式Ⅳ②（下記3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間Ⅳ②」、2024年6月30日から2024年10月31日までの期間を本割当株式Ⅳ③（下記3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間Ⅳ③」とします。

割当対象者	譲渡制限付株式の種類	報酬対象期間
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅰ	第18回定時株主総会～ 第19回定時株主総会
当社の執行役員	譲渡制限付株式Ⅱ	第18回定時株主総会～ 第19回定時株主総会
当社の従業員		
当社の従業員	譲渡制限付株式Ⅲ	2023年6月1日～ 2028年5月31日
当社子会社の従業員		
当社子会社の取締役	譲渡制限付株式Ⅳ	本報酬対象期間Ⅳ① 2023年6月30日～2023年12月31日
当社子会社の従業員		本報酬対象期間Ⅳ② 2023年6月30日～2024年7月31日 本報酬対象期間Ⅳ③ 2023年6月30日～2024年10月31日

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間（以下、譲渡制限付株式Ⅰの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式Ⅱの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅱ」、譲渡制限付株式Ⅲの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅲ」、譲渡制限付株式Ⅳの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅳ」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰを「本割当株式Ⅰ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱを「本割当株式Ⅱ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅲを「本割当株式Ⅲ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅳを「本割当株式Ⅳ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。なお、本割当株式Ⅳについては、2023年6月30日から2023年12月31日までの期間を「本譲渡制限期間Ⅳ①」、本割当株式Ⅳのうち本譲渡制限期間Ⅳ①に係るものを「本割当株式Ⅳ①」、2023年6月30日から2024年7月31日までの期間を「本譲渡制限期間Ⅳ②」、本割当株式Ⅳのうち本譲渡制限期間Ⅳ②に係るものを「本割当株式Ⅳ②」、2023年6月30日から2024年10月31日までの期間を「本譲渡制限期間Ⅳ③」、本割当株式Ⅳのうち本譲渡制限期間Ⅳ③に係るものを「本割当株式Ⅳ③」といいます。

譲渡制限付株式の種類	譲渡制限期間	
譲渡制限付株式Ⅰ	2023年6月30日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間	
譲渡制限付株式Ⅱ	2023年6月30日～2028年6月29日	
譲渡制限付株式Ⅲ	2023年6月30日～2028年6月29日	
譲渡制限付株式Ⅳ	本割当株式Ⅳ①	①2023年6月30日～2023年12月31日
	本割当株式Ⅳ②	②2023年6月30日～2024年7月31日
	本割当株式Ⅳ③	③2023年6月30日～2024年10月31日

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者である当社の取締役（以下、「割当対象者Ⅰ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者である当社の執行役員及び従業員（以下、「割当対象者Ⅱ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任又は退職の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅲの割当対象者である当社及び当社子会社の従業員（以下、「割当対象者Ⅲ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅲが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅲを、当該退任又は退職の時点をもって、また、譲渡制限付株式Ⅳの割当対象者である当社子会社の取締役及び従業員（以下、「割当対象者Ⅳ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅳ①～③がそれぞれ満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅳ①～③を、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものとしたします。

なお、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、本割当株式Ⅲのうち、本譲渡制限期間Ⅲが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅲ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、また、本割当株式Ⅳ①～③のうち、本譲渡制限期間Ⅳ①～③がそれぞれ満了した時点（以下、それぞれ「期間満了時点Ⅳ①」、「期間満了時点Ⅳ②」及び「期間満了時点Ⅳ③」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ期間満了時点Ⅰ、期間満了時点Ⅱ、期間満了時点Ⅲ又は期間満了時点Ⅳ①～③の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2023年6月から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年6月から割当対象者Ⅱが当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、割当対象者Ⅲが、本譲渡制限期間Ⅲ中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅲをもって、当該時点において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅲが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅲが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年6月から割当対象者Ⅲが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を60で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、当該退任又は退職

の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、割当対象者Ⅳが、本譲渡制限期間Ⅳ①～③中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅳ①～③のそれぞれの時点をもって、当該時点において割当対象者Ⅳが保有する本割当株式Ⅳ①～③の全部につき、それぞれ譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅳが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅳ①～③が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年6月から割当対象者Ⅳが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を本割当株式Ⅳ①については6、本割当株式Ⅳ②については13、本割当株式Ⅳ③については16で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅳが保有する本割当株式Ⅳ①～③の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅳ①～③につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者Ⅰ、割当対象者Ⅱ、割当対象者Ⅲ及び割当対象者Ⅳは、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ、本割当株式Ⅲ及び本割当株式Ⅳ①～③について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ、本割当株式Ⅲ及び本割当株式Ⅳ①～③を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又は本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅰ・Ⅱ」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅰ又は割当対象者Ⅱが当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2023年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅰ又は割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅰ又は本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、本譲渡制限期間Ⅲ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅲより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅲ」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅲが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2023年6月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数に、当該承認の日において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る

譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、本譲渡制限期間Ⅳ①～③中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅳより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅳ」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅳが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2023年6月から当該承認の日を含む月までの月数を本割当株式Ⅳ①については6、本割当株式Ⅳ②については13、本割当株式Ⅳ③については16で除した数に、当該承認の日において割当対象者Ⅳが保有する本割当株式Ⅳ①～③の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅳ①～③につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時Ⅰ・Ⅱ、組織再編等承認時Ⅲ及び組織再編等承認時Ⅳには、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ、本割当株式Ⅲ及び本割当株式Ⅳ①～③の全部をそれぞれ当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年6月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,403円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上